The letter comes in this envelope

具志川局 料金後納 郵便



うるま市役所

ことも部 児童家庭課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号電話(098)973-4983 FAX(098)979-7026

令和元年6月

児童手当受給者 各位

うるま市役所 児童家庭課 児童係

児童手当現況届のご案内

With regard to "Present status report" for child allowance

令和元年6月分以降の児童手当の支給を受けるためには、令和元年6月1日現在の養育状況 などを確認するため、現況届を提出する必要があります。

裏面と別紙の「現況届に関する注意事項」を読んで、現況届に必要事項等を記入し、必要な 書類を添付して6月中に児童家庭課まで提出してください。

n uneress an envelope to send the documents back to the office is enclosed, please submit the documents via post.(You will need to pay the postage)なお、窓口は混雑が予想されますので、返信用封筒が同封されている方は、なるべく郵送で

提出してください。(返信用封筒に規定料金の切手を貼付の上、返送してください。)

返信用封筒が同封されていない方は、下記の受付期間及び場所にて提出してください。

Dates for submission	Administrative districts	Where to submit
受付期間	対象行政区	受付場所
6月19日(水) Thu, 20th June 6月20日(木)	曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、旭、港、 Akebono, Nanei, Johoku, Chuo, Matsushima, Miyamae, Agariyama, Asahi, 伊波 嘉手苅 山城 石川前原 東恩納 美原 Iha, Kadekaru, Yamashiro, Ishikawamaehara, Higashionna, Mihara	Uruma city main office (East building)2F Child-family division 本庁舎(東棟)2階
Fri, 21st June 6月21日(金) Mon, 24th June 6月24日(月)	平敷屋、内間、平安名、南風原、浜、比嘉、津堅、 Heshiiya, Uchima, Henna, Haebaru, Hama, Higa, Tsuken, Teruma, 照間、与那城西原、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、 Yonashironishihara, Yonashiro, Yohen, Yakena, Henza, Tobaru, Uehara, 桃原、上原、宮城、池味、伊計 Mlyagi, Ikemi, Ikei	児童家庭課 窓口 From 8:30 to 17:15 午前8時30分~ 午後5時15分
Tue, 25th June 6月25日(火) Wed, 26th June 6月26日(水) Thu, 27th June 6月27日(木) Fri, 28th June 6月28日(金)	具志川、田場、赤野、宇堅、天願、昆布、栄野比、 Gushikawa, Taba, Akano, Uken, Tengan, Konbu, Enobi, Kawasaki, Nishihara, 川崎、西原、安慶名、平良川、上平良川、兼箇段、 Kawasaki, Nishihara, Agena, Tairagawa, Kamitairagawa, Kanekodan, 米原、赤道、江洲、宮里、喜中、上江洲、大田、 Yonehara, Akamichi, Esu, Miyazato, Kinaka, Uezu, Ohta, Kawata Shioya, 川田、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道、 Toyohara, Takaesu, Maehara, Shiringawa, Shinakamichi, Midorimachi みどり町 1・2、みどり町 3・4、みどり町 5・6	Although the submission can be done any day during the period, it is expected to be crowded. Thus, we would prefer that you come on a specified date in order to avoid congestion.

※6月中に提出がなかった場合は、10月期の支払いが遅れることがあります。 In case the submission isn't completed in June, the October payment may be delayed.

提出書類

【全員が必要なもの】

Present status report (Fill out the required fields and give your signature or seal on the document)
① 現況届(記入例を参考に、必要事項を記入し押印をお願いします。)
A photocopy of the recipien'st(parent) health insurance card (Those who are enrolled in the national health insurance and paupers don't need this)
② 受給者(保護者)の健康保険証のコピー(沖縄県国民健康保険加入者、生活保護受給者等は省略可) *We don't make photocopies at the city office. Please make photocopies beforehand. ※児童家庭課窓口でコピーはできません。事前にご準備をお願いします。

【状況により必要なもの】

- ③ 別居監護申立書 (別居している児童がいる場合)
- ④ 児童の住民票謄本(個人番号入り) (うるま市外に別居している児童がいる場合)
- ⑤ 養育申立書 (子以外の児童を養育している場合)
 - ※必要に応じてこの他にも書類の提出をお願いする場合があります。
 - ※家庭の状況によって提出する書類が異なります。

受給者について

- ① 児童手当は、児童を養育している父母等のうち生計の中心者が受給者となります。父母共に働いている場合は、所得が高い方が受給者となります。現況届を提出後、審査の結果により児童家庭課窓口で受給者変更の手続きが必要な場合があります。
- ② 両親が離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している方が受給者となります。<u>ただし、児童家庭課窓口にて「児童手当等の受給資格に係る申立書」と「離婚協議中である証明」の提出が必要となります。</u>なお、別居している事実が住民基本台帳で確認できない場合は支払いできない場合があります。

令和元年6月以降に転出もしくは転出を予定している方

- ① うるま市から他市区町村へ転出した方や転出を予定している方も、令和元年6月1日現在において、うるま市で受給資格のある方は、うるま市に現況届の提出が必要です。
- ② うるま市から他市区町村へ転出した方や転出を予定している方は、転出予定日の翌日から15日以内に、転入先の市区町村において児童手当の認定請求を行ってください。請求が遅れると、遅れた月分の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

For those who have a child who were born after June 2019 令和元年6月以降にお子さんが生まれた方

If you have a child born after June 2019, apply for child allowance at child-family division within 15 days from the child's birthday. 6月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた翌日から15日以内に認定請求をIf the submission is delayed, you will not be able to receive certain months' child allawance. 児童家庭課窓口で行ってください。請求が遅れると、遅れた月分の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

支給額(児童1人あたり月額)

現況届を提出後、受給者とその配偶者の所得額を確認します。所得額が所得制限限度額を超過する場合は、特例給付となり手当の額が月額一律5,000円になります。

●所得制限限度額未満のとき

児童の年	児童手当の額 (1人あたり月額)	
0歳~3歳に達した月まで		一律 15,000円
3歳の誕生日の翌月~ 小学校卒業まで	第1・2子	10, 000円
	第3子以降	15, 000円
中学生		一律 10,000円
中学校卒業以降~18歳まで		手当の支給はあり ませんが、児童の 人数に数えます。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限限度額以上のとき

児童の年齢	特例給付の額 (1人あたり月額)
0歳~ 中学校卒業まで	一律 5,000円

【 児童手当 所得制限限度表 】

扶養親族等の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

現況届に関する注意事項

「現況届」は、毎年6月1日を基準日として、受給している方の児童の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き手当を受ける要件を満たしているか確認する大切な届出です。「現況届」の提出がない場合、6月分以降の手当が一時差止めになります。

また、「現況届」を提出しないまま2年が経過すると時効が適用され、 手当を受ける権利がなくなってしまいます。

忘れずに児童家庭課まで提出をお願いいたします。

※記入漏れや添付書類に不備があった場合には、受付ができない場合があります。提出前に漏れがないかご確認をお願いいたします。

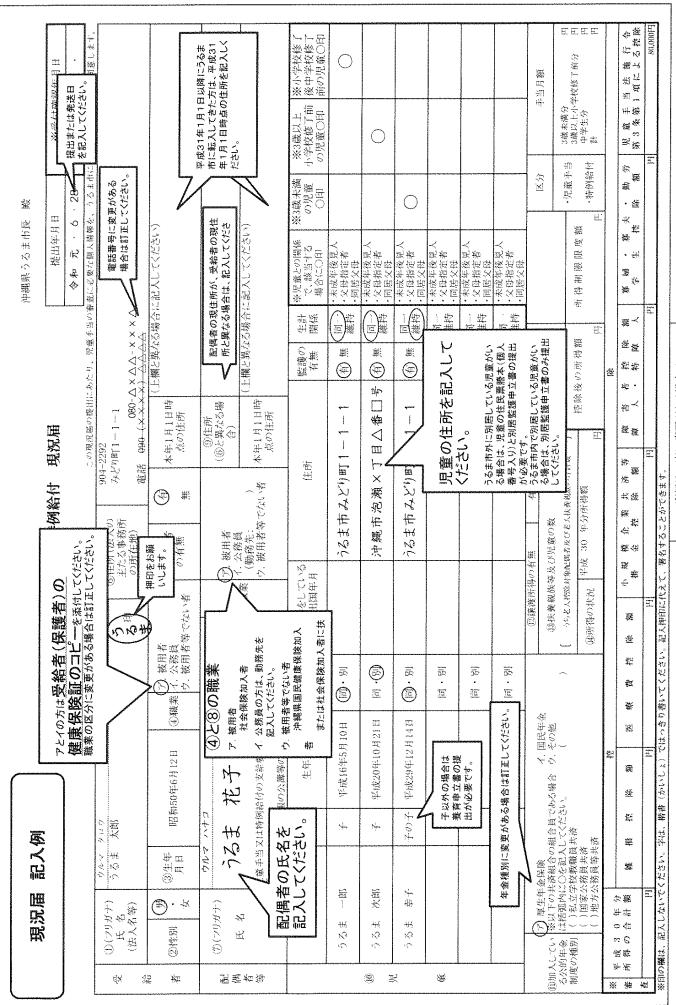
「現況届」以外に必要となる書類

書類名	書類が必要な方	必要ない方
受給者(保護者)の 健康保険証のコピー	現況届の④職業欄が「ア. 被用者」に該当する社会保険加入者 主に下記の保険に加入している方・健康保険被保険者、船員保険扶保険者、船員保険扶保険者、私立学校教職員共済加入者、全国土木建築国民健康保険組合員、日本郵政公社共済組合員、文部科学省共済組合員(大学等支部に限る。)、共済組合員のうち勤務先が独立行政法人等	現況届の④職業欄が「ウ.被用者等でない者」に該当する方 ・沖縄県国民健康保険加入者・生活保護受給者・社会保険任意継続の方・社会保険加入者に扶養されている方
別居監護申立書	・別居している児童がいる場合	・別居している児童がいない場合
児童の住民票謄本 (個人番号入り)	・ <u>市外</u> に別居している児童がいる場合	・別居している児童がいない場合
養育申立書	・子以外の児童(夫の子や妻の子、孫など)を養育している場合	・子以外の児童を養育していない場合

※必要に応じて上記以外にも書類の提出をお願いする場合があります。

~返信用封筒が同封されている方は、郵送での提出にご協力ください。~ (返信用封筒に規定料金の切手(重さ 25gまで 82 円)を貼付の上、返送してください。)

【 お問合せ先・提出先 : うるま市役所 児童家庭課 ☎098-973-4983 】



※接込口座に変更がある場合は、変更希望の受給者名義の通帳を コビーして添付してください。

> ※受給者の健康保険証の写しを添付してください。 (国保加入者、生活保護受給者は省略可能)